

令和6年度 第2回

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和7年2月6日（木）午後4時00分～
役場1F 庁議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長選任

4 会長あいさつ

5 議事録署名委員指名

6 議 案

協議事項

- 1) 令和6年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について
・・・P3
- 2) 令和7年度岩美町国民健康保険事業概要について
・・・P4～5
- 3) 令和7年度岩美町国民健康保険特別会計予算（案）
・・・P6
- 4) 令和7年度岩美町国民健康保険税（案）について
・・・P7～11
- 5) 令和7年度岩美町国民健康保険事業計画（案）について
・・・P12～25
- 6) 岩美町国民健康保険保健事業実施計画の進捗状況について
・・・P26～27
- 7) その他

7 その他

8 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：令和7年1月1日～令和9年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	村 上 富 重	
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	内 田 千登勢	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	
公 益 代 表	澤 井 利 彦	
	西 浦 公 子	
	中 島 玉 江	
	岡 田 美恵子	
計	12 名	

令和6年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込

R7.1.23

(単位:円)

歳 入			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	169,919,000	176,273,308	6,354,308
一般被保険者国民健康保険税	169,845,000	176,172,310	6,327,310
1 医療給付費分現年課税	96,847,000	102,222,945	5,375,945
2 後期高齢者支援金分現年課税	50,686,000	52,124,600	1,438,600
3 介護納付金分現年課税	14,012,000	14,918,440	906,440
4 医療給付費分滞納繰越	4,970,000	4,125,688	▲ 844,312
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,080,000	1,643,296	▲ 436,704
6 介護納付金分滞納繰越	1,250,000	1,137,341	▲ 112,659
退職被保険者等国民健康保険税	74,000	100,998	26,998
1 医療給付費分滞納繰越	60,000	98,762	38,762
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	3,000	0	▲ 3,000
3 介護納付金分滞納繰越	11,000	2,236	▲ 8,764
2 使用料及び手数料	76,000	77,600	1,600
3 国庫支出金	3,235,000	3,235,000	0
4 県支出金	1,081,188,000	1,060,766,000	▲ 20,422,000
保険給付費交付金	1,081,187,000	1,060,766,000	▲ 20,421,000
1 普通交付金	1,049,418,000	1,030,226,000	▲ 19,192,000
2 特別調整交付金	31,769,000	30,540,000	▲ 1,229,000
財政安定化基金交付金	1,000	0	▲ 1,000
5 財産収入	111,000	8,526	▲ 102,474
6 寄附金	1,000	0	▲ 1,000
7 繰入金	106,159,000	106,210,000	51,000
1 一般会計繰入金	91,219,000	93,270,000	2,051,000
2 基金繰入金	14,940,000	12,940,000	▲ 2,000,000
8 繰越金	1,000	0	▲ 1,000
9 諸収入	109,000	0	▲ 109,000
計	1,360,799,000	1,346,570,434	▲ 14,228,566

(単位:円)

歳 出			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 総務費	13,440,000	13,240,000	▲ 200,000
1 総務管理費	12,489,000	12,474,000	▲ 15,000
2 徴税費	754,000	569,000	▲ 185,000
3 運営協議会費	197,000	197,000	0
2 保険給付費	1,054,108,000	1,013,107,873	▲ 41,000,127
療養諸費	880,908,000	854,746,899	▲ 26,161,101
1 一般被保険者療養給付費	876,000,000	849,915,091	▲ 26,084,909
2 一般被保険者療養費	2,640,000	2,775,808	135,808
3 審査支払手数料	2,268,000	2,056,000	▲ 212,000
高額療養費	168,500,000	154,171,504	▲ 14,328,496
1 一般被保険者高額療養費	168,000,000	154,069,461	▲ 13,930,539
2 高額介護合算療養費	500,000	102,043	▲ 397,957
移送費	10,000	0	▲ 10,000
出産育児諸費	3,490,000	2,989,470	▲ 500,530
葬祭諸費	1,200,000	1,200,000	0
3 国保事業費納付金	254,775,000	254,773,181	▲ 1,819
4 財政安定化基金拠出金	1,000	0	▲ 1,000
5 保健事業費	29,090,000	27,762,000	▲ 1,328,000
1 特定健診事業費	11,237,000	11,237,000	0
2 保健事業費	6,834,000	5,506,000	▲ 1,328,000
3 健康管理費	11,019,000	11,019,000	0
6 積立金	111,000	8,526	▲ 102,474
7 諸支出金	7,274,000	7,351,000	77,000
1 償還金等	1,663,000	1,663,000	0
2 繰出金	5,611,000	5,688,000	77,000
8 予備費	2,000,000	0	▲ 2,000,000
計	1,360,799,000	1,316,242,580	▲ 44,556,420

歳入決算見込 - 歳出決算見込

1,346,570,434円 - 1,316,242,580円 =
30,327,854円

令和 7 年度岩美町国民健康保険事業概要について

1 被保険者数について

本町の国保被保険者数（12 月 1 日現在）は、年々減少傾向にあります。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
被保険者数	2, 697 人	2, 672 人	2, 490 人	2, 370 人	2, 277 人
対前年度比	—	△25 人	△182 人	△120 人	△93 人

2 国保事業納付金について

(1) 令和 7 年度納付金の算定結果（医療分・後期分・介護分の合計）

区 分	令和 6 年度納付金	令和 7 年度納付金	対前年度
鳥取県全体	11, 981, 542, 063 円	12, 369, 714, 878 円	388, 172, 815 円増 (3. 24%増)
岩美町分	254, 773, 181 円	263, 815, 652 円	9, 042, 471 円増 (3. 55%増)

* 令和 7 年度から医療費指数を段階的に引き下げ 11 年度から納付金算定において、医療費指数を反映しない納付金ベースの統一を図る。

(2) 県全体納付金の主な増額理由（県医療・保険課）

- ・人口減少・少子化等により被保険者数の大幅な減少を見込む。
（前年度推計から 4, 271 人（△4. 3%）減少する見込み）
- ・令和 7 年度診療費総額を約 453 億円と推計。（前年度推計比：約 5 億円増）
- ・過年度決算剰余金 6. 3 億円を納付金減算に充当

(3) 岩美町分の納付金の増額理由

- ・納付金算定に反映される医療費指数は微減ですが、県全体の納付金額の増加に伴い岩美町分も増額となっています。

〔医療費指数〕令和 7 年度算定時：1. 0712（R6 算定時：1. 1147）

3 令和 7 年度の国保税（案）について

(1) 算定方式 3 方式（所得割・均等割・平等割） ※令和 5 年度から資産割は廃止 算定方式変更に伴う激変緩和措置（最終年分 R7：5, 562 千円）を実施

(2) 令和 7 年度国保税の算定方針

令和 7 年度は、県全体の国保事業費納付金の増加（約 3. 9 億円増）に伴い本町の納付金額は約 900 万円の増額となり、被保険者数も、前年度の当初予算時と比較して 93 人減少していることから、被保険者 1 人当たりの保険税額は、前年度より大幅に増額（15, 170 円増）となります。

これらを踏まえ、令和 7 年度予算は、令和 5 年度から実施している保険税算定方式の変更（資産割の廃止）に伴い影響を受ける被保険者を対象とした激変緩和措置（最終年）に係る基金繰入（556 万 2 千円）のほか、保険税軽減のため 3, 000 万円を取崩すことで、急激な保険税の上昇を抑えたいと考えます。

【1人あたり保険税(当初予算時)】 *保険税軽減のための基金繰入 3,000万円を含む。

区 分	令和6年度	令和7年度	対前年度
医 療 分	43,229 円	43,926 円	697 円
後期高齢支援分	22,512 円	21,990 円	△522 円
介護納付金分	23,789 円	24,915 円	1,126 円
計	89,530 円	90,831 円	1,301 円

4 令和7年度制度改正について(主な変更点)

国民健康保険税賦課限度額

109万円(基礎課税額 65万円→66万円、後期分 24万円→26万円、介護分 17万円)。

令和7年度岩美町国民健康保険特別会計予算（案）

R7.2.3

（単位：千円）

歳 入			
科 目	令和6年度 当初予算額 A	令和7年度 当初予算額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	170,402	163,826	▲ 6,576
一般被保険者国民健康保険税	170,328	163,773	▲ 6,555
1 医療給付費分現年課税	97,330	95,019	▲ 2,311
2 後期高齢者支援金分現年課税	50,686	47,568	▲ 3,118
3 介護納付金分現年課税	14,012	14,036	24
4 医療給付費分滞納繰越	4,970	4,250	▲ 720
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,080	1,810	▲ 270
6 介護納付金分滞納繰越	1,250	1,090	▲ 160
退職被保険者等国民健康保険税	74	53	▲ 21
1 医療給付費分滞納繰越	60	50	▲ 10
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	3	1	▲ 2
3 介護納付金分滞納繰越	11	2	▲ 9
2 使用料及び手数料	76	77	1
国庫支出金	0	0	0
3 県支出金	1,081,126	1,066,422	▲ 14,704
保険給付費交付金	1,081,125	1,066,421	▲ 14,704
1 普通交付金	1,049,418	1,037,298	▲ 12,120
2 特別調整交付金	31,707	29,123	▲ 2,584
財政安定化基金交付金	1	1	0
4 財産収入	111	97	▲ 14
5 寄附金	1	1	0
6 繰入金	105,590	125,304	19,714
1 一般会計繰入金	90,894	87,741	▲ 3,153
2 基金繰入金	14,696	37,563	22,867
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	109	109	0
計	1,357,416	1,355,837	▲ 1,579

（単位：千円）

歳 出			
科 目	令和6年度 当初予算額 A	令和7年度 当初予算額 B	比 較 B-A
1 総務費	10,143	10,421	278
1 総務管理費	9,192	9,529	337
2 徴税費	754	693	▲ 61
3 運営協議会費	197	199	2
2 保険給付費	1,053,620	1,041,500	▲ 12,120
療養諸費	880,908	868,788	▲ 12,120
1 一般被保険者療養給付費	876,000	864,000	▲ 12,000
3 一般被保険者療養費	2,640	2,520	▲ 120
5 審査支払手数料	2,268	2,268	0
高額療養費	168,500	168,500	0
1 一般被保険者高額療養費	168,000	168,000	0
3 高額介護合算療養費	500	500	0
移送費	10	10	0
出産育児諸費	3,002	3,002	0
葬祭諸費	1,200	1,200	0
3 国保事業費納付金	254,775	263,816	9,041
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0
5 保健事業費	29,573	30,549	976
1 特定健診事業費	11,237	11,422	185
2 保健事業費	6,834	7,643	809
3 健康管理費	11,502	11,484	▲ 18
6 積立金	111	97	▲ 14
7 諸支出金	7,193	7,453	260
1 償還金等	1,582	1,582	0
2 繰出金	5,611	5,871	260
8 予備費	2,000	2,000	0
計	1,357,416	1,355,837	▲ 1,579

◇令和7年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	2,757	2,697	2,672	2,490	2,370	2,277
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,757	2,697	2,672	2,490	2,370	2,757
介護納付金分	820	766	700	637	620	593

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	2,737	2,692	2,634	2,416	2,304	
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,737	2,692	2,634	2,416	2,304	
介護納付金分	802	742	669	620	595	

◎保険税(1人平均)の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	59,301	58,033	57,950	47,330	43,229	43,926
後期高齢支援分	19,600	19,234	20,287	21,777	22,512	21,990
小 計	78,901	77,267	78,237	69,107	65,741	65,916
介護納付金分	22,774	22,593	21,411	21,087	23,789	24,915
合 計	101,675	99,860	99,648	90,194	89,530	90,831

[算定時ベース]

[上段：本則]

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般被保険者分	52,167	54,292	53,793	52,791	[54,002] 48,870	
後期高齢支援分	21,198	21,298	19,270	20,580	[24,480] 22,153	
小 計	73,365	75,590	73,063	73,371	[78,482] 71,023	
介護納付金分	20,552	23,286	23,323	22,403	[23,777] 21,632	
合 計	93,917	98,876	96,386	95,774	[102,259] 92,655	

◇令和7年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

I-1 令和7年度 医療給付費分予算（0歳～74歳）

◎ 歳出予算 1,268,458千円

保険給付費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,041,500千円	176,437千円	30,549千円	19,972千円
療養給付費 864,000千円		特定健診 11,422千円	総務費 10,421千円
療養費 2,520千円		保健衛生費 7,643千円	積立金 97千円
高額療養費 168,000千円		健康増進 11,484千円	公債費 千円
審査支払手数料 2,268千円		保健事業計 30,549千円	雑支出金(一般) 1,583千円
高額介護 500千円			病院繰出金 5,871千円
移送費 10千円			予備費 2,000千円
出産一時金 3,002千円			その他支出計 19,972千円
葬祭費 1,200千円			
保険給付費計 1,041,500千円			

◎ 歳入予算 1,268,458千円

保 險 税	県支出金	他会計繰入金 (一般会計繰入金)	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 95,019千円	7,203千円	1,066,422千円	64,156千円	35,373千円
滞納分 285千円				
滞納分内訳				
一般4,250千円	退職50千円	普通交付金 1,037,298千円	保健事業等 7,161千円	保険税軽減 30,000千円
後期1,810千円	後期1千円	特別交付金 29,124千円	基礎安定負担金 37,973千円	使用料及び手数料 77千円
介護1,090千円	介護2千円	県支出計 1,066,422千円	未就学児均等制 327千円	基金繰入金 3,372千円
			産前産後 92千円	償還金 1千円
			財政安定化支援金 18,603千円	基金繰入金計 35,373千円
			他会計繰入金計 64,156千円	その他収入計 285千円

I-2 令和7年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年 度	令和7年度		令和6年度	
区 分	本算定 (3/31) 時	当初予算	本算定 (3/31) 時	当初予算
被保険者数 ①	人	人	人	人
一人当り保険税額 ②	円	円	円	円
調定見込額 ①×②=③	千円	千円	千円	千円
徴収率(予定) ④	%	%	%	%
予 算 額 ③×④=⑤	千円	千円	千円	千円

	R7当初予算	差額	R6当初予算
後期高齢者支援税額	21,990円	△ 522円	22,512円
1人当り税額(一般+後期)	65,916円	175円	65,741円

◎ 1人当たり保険税額（当初予算）
令和6年度 43,229円
令和7年度 43,926円
697円

◇令和7年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅱ－1 令和7年度 後期高齢者支援金分予算（0歳～74歳）

◎ 後期高齢者分歳出予算（見込） 68,276 千円（国保事業費納付金）

◎ 後期高齢者分歳入予算（見込） 68,276 千円

保 険 税	保険基盤安定等後期支援相当分	算定方式見直しに伴う激変緩和措置分⑥
現年度分 47,568千円 (調定額 50,072 千円)	18,979千円	1,729千円

Ⅱ－2 令和7年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料（0歳～74歳）

区 分	令和7年度		令和6年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
1人当り保険税額 ②	円	円	円	円
調定見込額 ① × ② = ③	千円	千円	千円	千円
徴収率（予定） ④	%	%	%	%
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	千円	千円	千円	千円
		47,568	50,542	50,686

◎ 1人当たり保険税額（当初予算）

令和6年度

22,512円

令和7年度

21,990円

△522円

◇令和7年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅲ－１ 令和7年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎ 介護納付金分歳出予算（見込） 19,103 千円（国保事業費納付金）

◎ 介護納付金分歳入予算（見込） 19,103 千円

保 険 税	保険基盤安定介護相当額	算定方式見直しに伴う激変緩和措置分⑥
現年度分 14,036千円 （調定額 14,775 千円）	4,606千円	461千円

Ⅲ－２ 令和7年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区 分	令和7年度		令和6年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
		593	595	620
1人当り保険税額 ②	円	円	円	円
		24,915	24,719	23,789
調定見込額 ① × ② = ③	千円	千円	千円	千円
		14,775	14,708	14,749
徴収率（予定） ④	%	%	%	%
		95.0	95.0	95.0
予 算 額 ③×④=⑤	千円	千円	千円	千円
		14,036	13,972	14,012

◎ 1人当たり保険税額（当初予算）

令和6年度

23,789円

令和7年度

24,915円

1,126円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 35,900,000	200,655,805
3	24,086,295	136,611	△ 23,769,000	201,109,711
4	27,716,952	18,668	△ 28,269,000	200,576,331
5	19,965,558	33,822	△ 43,301,000	177,274,711
6	15,862,108	102,000	△ 12,940,000	180,298,819
7	30,327,854	97,000	△ 37,563,000	173,160,673

(案)

令和 7 年度

岩美町国民健康保険事業計画

岩美町

はじめに

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療受診機会の確保および健康の保持・増進に大きく貢献してきました。

しかしながら、公的医療保険の中で国民健康保険は、加入者の年齢層が高く医療費水準が高い、所得水準が低いなど、保険者の運営努力だけでは解決できない“構造的な問題”を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加などによりその運営は全国的に年々厳しさを増しています。

本計画は、このような状況を踏まえながら、岩美町国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和7年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

1 国民健康保険事業運営の状況

(1) 被保険者・世帯数

本町における国民健康保険の加入状況（令和6年9月末現在）は、1,542世帯、2,339人で、町の人口（10,794人）の21.7%を占めていますが、被保険者数は年々減少しています。

		R2	R3	R4	R5	R6
世帯数（世帯）		1,690	1,693	1,641	1,575	1,542
被 保 険 者 数 （ 人 ）	0歳～39歳	411	407	503	355	387
	40歳～59歳	457	433	479	408	416
	60歳～74歳	1,841	1,849	1,882	1,620	1,536
	合計	2,709	2,689	2,864	2,383	2,339
軽減世帯数（世帯）		1,155	1,148	1,150	1,081	1,060
全世帯に対する割合(%)		68.3	67.8	70.0	68.6	68.7

【国民健康保険実態調査・基盤安定事業計画より】

(2) 国民健康保険税の収納状況

本町における、国民健康保険税の収納状況は以下のとおりです。世帯数・被保険者数の減少に伴い、現年分の調定額・収納額も減少傾向にあります。

		調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
R2	現年分	230,433,400	220,945,600	95.88
	滞納分	65,057,282	12,967,338	19.93
R3	現年分	220,319,600	211,795,987	96.13
	滞納分	56,051,816	8,851,221	15.79
R4	現年分	210,895,000	203,439,990	96.47
	滞納分	52,809,708	9,358,269	17.72
R5	現年分	193,329,700	182,119,380	94.20
	滞納分	42,162,109	4,716,300	11.19
R6 （見込）	現年分	180,122,300	169,704,500	94.22
	滞納分	45,646,335	7,007,323	15.35

【税務課資料】

(3) 医療給付費

歳出における医療費については、以下のとおりとなっています。

	R3	R4	R5	R4→R5 伸び率
1人当たり診療費 (円)	390,020 (338,856)	412,998 (341,924)	409,556 (359,019)	99.17% (105.00%)
一般被保険者	390,020 (338,856)	412,998 (341,924)	409,556 (359,019)	99.17% (105.00%)
退職被保険者	— (—)	— (—)	— (—)	— % (— %)
1件当たりの日数 (日)	2.01 (1.88)	2.04 (1.85)	1.97 (1.85)	96.29% (99.96%)
一般被保険者	2.01 (1.88)	2.04 (1.85)	1.97 (1.85)	96.29% (99.96%)
退職被保険者	— (—)	— (—)	— (—)	— % (— %)
1日当たりの診療 費(円)	19,369 (16,493)	20,030 (16,740)	19,495 (17,195)	97.33% (102.72%)
一般被保険者	19,369 (16,493)	20,030 (16,740)	19,495 (17,195)	97.33% (102.72%)
退職被保険者	— (—)	— (—)	— (—)	— % (— %)

() 内は鳥取県平均値

【国民健康保険事業年報より】

令和5年度は令和4年度に比べ0.8%程度の減少となりました。県平均は5.0%の増加ですので、岩美町の伸び率は比較的抑えられている状況です。前年比較では微減ですが、2年前と比べると5%程度上昇しており、長い目で見ると、医療の高度化により医療費増加傾向は続くことが予想されます。国民健康保険事業の健全な運営のためには、より一層医療費の抑制に努めなければなりません。

(4) 国民健康保険事業特別会計の決算状況

(円)

【歳入】	R3	R4	R5	R6(見込)
国民健康保険税	220,647,208	212,798,259	186,835,680	176,273,308
使用料及び手数料	83,500	79,200	68,200	77,600
国庫支出金	458,000	0	114,000	3,235,000
県支出金	1,108,627,876	1,138,204,272	1,010,824,314	1,060,766,000
財産収入	136,611	18,668	33,822	8,526
寄附金	0	0	0	0
繰入金	123,959,895	128,894,778	141,422,885	106,210,000
繰越金	0	0	0	0
諸収入	0	15	333,890	0
合計	1,453,913,090	1,479,995,192	1,339,632,791	1,346,570,434
【歳出】				
総務費	9,548,788	10,698,977	10,391,582	13,240,000
保険給付費	1,067,912,154	1,064,547,061	976,800,816	1,013,107,873
国民健康保険事業費納付金	315,749,857	316,112,280	307,648,961	254,773,181
共同事業拠出金	17	35	98	
保健事業費	28,645,528	27,231,313	26,742,404	27,762,000
積立金	136,611	18,668	33,822	8,526
諸支出金	4,203,183	41,421,300	2,153,000	7,351,000
予備費	0	0	0	0
合計	1,426,196,138	1,460,029,634	1,323,770,683	1,316,242,580
収支差額	27,716,952	19,965,558	15,862,108	30,327,854
基金保有額(年度末)	201,109,714	200,576,331	177,274,711	180,298,819

2 国民健康保険事業運営の課題

国保事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向となっており、事業運営の要である国保税の税収も減少傾向にあります。医療費の状況は下表のとおりとなっており、がん及び糖尿病をはじめとする生活習慣病関連疾患が多くを占め、女性では筋・骨格系疾患も目立っています。

保健事業により対策を行い、更なる歳出抑制を行わなければ、本町国保事業の安定的な運営が難しい状況となっています。

男性	入院		外来	
	医療費 (円)	割合	医療費 (円)	割合
糖尿病	3,497,800	1.1%	37,074,240	14.2%
高血圧症	818,730	0.3%	14,342,050	5.5%
脂質異常症	136,640	0.0%	5,012,170	1.9%
高尿酸血症	0	0.0%	398,210	0.2%
脂肪肝	0	0.0%	274,770	0.1%
動脈硬化	0	0.0%	553,350	0.2%
脳出血	10,040,730	3.3%	101,530	0.0%
脳梗塞	7,728,530	2.5%	1,539,760	0.6%
狭心症	7,848,360	2.5%	2,358,550	0.9%
心筋梗塞	1,727,750	0.6%	35,620	0.0%
がん	60,835,740	19.7%	41,351,130	15.8%
筋・骨格	18,432,500	6.0%	10,471,320	4.0%
精神	27,948,580	9.1%	10,050,610	3.8%
その他	169,476,560	54.9%	137,598,550	52.7%
計	308,491,920	100.0%	261,161,860	100.0%
女性				
糖尿病	287,430	0.1%	14,874,420	7.6%
高血圧症	0	0.0%	10,665,100	5.5%
脂質異常症	0	0.0%	7,221,750	3.7%
高尿酸血症	0	0.0%	3,280	0.0%
脂肪肝	0	0.0%	279,560	0.1%
動脈硬化	0	0.0%	425,310	0.2%
脳出血	0	0.0%	0	0.0%
脳梗塞	0	0.0%	365,930	0.2%
狭心症	218,890	0.1%	575,050	0.3%
心筋梗塞	650,860	0.3%	0	0.0%
がん	42,567,940	22.2%	16,924,450	8.7%
筋・骨格	30,951,550	16.1%	23,488,990	12.0%
精神	16,394,260	8.5%	10,896,790	5.6%
その他	100,749,890	52.5%	109,367,080	56.1%
計	191,820,820	100.0%	195,087,710	100.0%

【国保データベース(R5)より】

第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

1 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上への取組

(1) 国民健康保険税の改定状況

平成30年度から、都道府県が共同保険者となり、特に財政面で支援することになりました。

これに伴い、町は県に対して納付金を納める形になり、公費等を除いた部分を保険税として賦課することになります。保険税の賦課については引き続き市町村が担うこととなりますが、急激な上昇を防ぐため、財政調整基金を活用しながら緩やかに引き上げるなどの手段を、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

医療	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
R 2	6.8	28.5	22,960	16,700	54,292	630,000
R 3	6.5	28.0	22,810	16,190	53,793	630,000
R 4	7.0	27.6	22,590	16,030	52,791	650,000
R 5	7.0	—	22,760	15,930	48,870	650,000
R 6	6.5	—	20,490	14,240	45,049	650,000
後期	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
R 2	2.7	11.3	8,980	6,540	21,298	190,000
R 3	2.4	10.2	8,180	5,800	19,270	190,000
R 4	2.8	10.8	8,810	6,250	20,580	200,000
R 5	3.3	—	10,320	7,220	22,153	220,000
R 6	3.4	—	10,510	7,310	23,091	240,000
介護	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
R 2	2.8	18.9	9,490	5,310	23,286	170,000
R 3	2.5	18.2	9,500	5,260	23,323	170,000
R 4	2.5	17.2	9,220	4,910	22,403	170,000
R 5	2.7	—	9,510	5,300	21,632	170,000
R 6	2.9	—	10,840	5,610	24,719	170,000

(2) 国民健康保険税の収納率

収納率の向上や滞納額の縮減は、国保事業の運営、税負担の公平性確保の観点からも極めて重要です。このため、以下の取り組みを実施し、収納率の向上を図ります。

① 目標値を定めます。 (%)

	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (実績見込)	R7 (目標)
現年分	96.46	94.20	94.22	96.50
滞納分	17.72	11.19	15.35	16.00

② 国民健康保険事業の運営は、一定の公費負担と国民健康保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源の適正な徴収に努めます。

③ 口座振替納付の推進を図ります。 (%)

	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (実績見込)	R7 (目標)
口座振替世帯数割合	53.19	53.05	50.45	55.00

④ 滞納対策として、保険税の納付状況を確認し、納付できない事情を確認した上で特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行います。

		R4	R5	R6
滞納世帯数 (世帯)		155	120	158
短期被保険者証発行世帯数 (世帯)		1	0	0
被保険者資格証明書発行世帯数 (世帯)		0	0	0
特別療養費支給世帯数 (世帯)				0
不納欠損	件数 (件)	415	115	—
	金額 (円)	8,698,940	2,898,094	—

【6月1日現在】

⑤ 電話催告、文書催告書及び差押予告書等の発送により、納税を促します。再三にわたる催告に応じない場合は、実情を踏まえたうえで給与・預貯金等の財産を調査し差押を実施します。

2 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、保健事業の具体的な取り組みの検討資料としても活用できるなど、医療費適正化対策としても有効と考えていることから、今後も継続して取り組んでいきます。

（主な項目）被保険者資格点検、請求内容点検、交通事故等第三者行為対象点検

	R4	R5	R6
レセプト点検効果額（円）	2,915,427	398,577	305,841

(2) 第三者行為損害賠償求償

第三者から受けた傷害の治療費は、健康保険で受診せず原則として加害者が負担することになっています。一時的に国民健康保険を利用して医療を受けた際は届出が必要となりますので、その周知と適切な受療を促します。

- ① 町広報誌やホームページでの周知により、事故にあった際の届出の徹底を図ります。
- ② レセプト点検や療養費給付申請受付時に、給付発生原因を把握し、必要があれば訪問や電話にて届出を促します。医療機関や保険会社等との連携を図り、情報収集に努めます。

	R4	R5	R6
件数（件）	0	1	0
金額（円）	0	72,586	0

(3) 被保険者資格管理の適正化

社会保険等に参加した後も、国民健康保険で受診する事例が見受けられます。本来であれば他の保険者が支払うべき保険給付費を本町が支払うこととなることから、資格喪失後の受診ができるだけ少なくなるよう、資格取得の際や広報誌等で周知を図り、医療費適正化につなげていきます。

(4) 医療費通知

岩美町においては、被保険者に医療費削減への意識を高めていただくことを目的として医療費の通知を行っております。医療費負担の仕組みや健康管理について理解を深めていただくためにも、継続して行っています。

(通知内容) ・医療費総額 ・受診年月 ・受診者名 ・医療機関等名称
・入院通院の別 ・入院通院等の日数 ・支払金額

(通知回数) 年4回(1～3月、4～7月、8～10月、11～12月診療分)

	R4	R5	R6(見込)
件数(件)	9,505	7,886	8,194

(5) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品(以下「ジェネリック医薬品」という。)は、新薬と同様の効果が得られるものとして普及してきており、薬品の価格を大幅に抑えることができます。医療費の軽減は、被保険者にとっても、保険者である本町にとっても効果が大きいことから、積極的な利用促進の取り組みを行います。

	R4	R5	R6(見込)	R7(目標)
後発医薬品(件数)利用率(%)	71.1	73.0	76.2	78
後発医薬品(薬剤料額)利用率(%)	55.1	57.9	62.3	65

- ① 資格取得手続きの際、ジェネリック医薬品利用啓発のシール等を配布します。
- ② 服用中に先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬にかかる自己負担額がどの程度軽減されるかを記載した「差額通知」を、鳥取県国民健康保険団体連合会へ作成委託し、被保険者に通知することにより医療費削減を図ります。

また、実際に切り替えたかどうか等の分析を行います。

- ③ 広報誌やホームページでの周知を行います。

(6) 重複多剤投与者等の状況及び対策

レセプト確認により重複投与者及び多重投与者の抽出を行い、面談を行うことで必要以上の医療や薬剤が提供されていないか確認を行い、医療費削減を図ります。

	R4	R5	R6(予定)
抽出件数(件)	16	19	20
面談件数(件)	1	1	1

3 健康づくりへの取り組み

被保険者の病気重症化の未然防止や医療費の低減化を図るため、岩美町国民健康保険保健事業計画（令和6年3月策定）、および岩美町特定健康診査実施計画（第4期）等、町が定める各種計画に基づき、以下のとおり実施します。

【保健事業費】	R4	R5	R6（見込）	R7（予算額）
特定健康診査・保健指導	10,119,796	9,652,253	11,237,000	11,422,000
人間ドック・ガン撲滅事業	5,920,027	5,694,850	6,834,000	7,643,000
健康教育・相談、保健センター管理等	11,191,490	11,395,301	11,019,000	11,484,000
合 計	27,231,313	26,742,404	29,090,000	30,549,000

（1）特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導の目的は、高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善につながる指導を行うものです。

この生活習慣病関連の疾患（脳卒中、高血圧、糖尿病など）は、国民医療費全体の3分の1を占めています。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、この生活習慣病の早期発見と予防を行い、医療費の削減につなげていきます。

	R4	R5	R6 （見込）	R7 目標	R11 目標
特定健康診査受診率(%)	45.5 (34.9)	45.0 (35.7)	45.0	51.0	60.0
うち前年も受診(%)	63.5	72.5	—	—	—
特定保健指導実施率(%)	23.0 (27.5)	7.4 (28.3)	7.5	45.0	60.0

（ ）内は鳥取県数値

（岩美町国民健康保険事業計画・岩美町特定健康診査等実施計画より）

- ① 被保険者のうち40歳以上を対象者として、特定健康診査を無料で実施します。
その際、対象者全員に受診券を配布し、特定健診の必要性を周知します。町広報誌やホームページ等を活用して、広報にも努めます。
- ② 医療機関へ受診している方については、医療機関から特定健康診査受診項目のデータ提出について協力をお願いします。

- ③ 各地区において集団健診を実施します。鳥取県健診受診勧奨センターと連携し、前年までの受診状況によって対象者をリストアップして勧奨資材等で個別に受診を促します。
- ④ 特定健康診査の検査結果を受診者に提供します。必要と判断される者に対しては、特定保健指導を実施します。医療機関への受診も勧めます。
- ⑤ 特定健康診査の結果やレセプト等様々なデータについては、鳥取県国民健康保険団体連合会や協会けんぽ鳥取支部とも協働して分析や検証を行い、保健事業の実効性を高めます。

(2) 人間ドック検診

人間ドック検診は、生活習慣病等の早期発見、早期治療、重症化予防を図ることを目的として実施します。

- ① 35～74歳の町民を対象として実施します。（国民健康保険以外も含む。隔年受診：定員270名、経年受診：定員30名）
- ② 受診の結果、必要と判断される者に対しては、生活習慣の改善指導や適切な医療の受診を指導します。

(3) がん検診

がんの早期発見・治療を目的として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎ウイルス検査を40歳以上（子宮がんは20歳以上）の町民を対象として無料で実施します。（国民健康保険以外含む）

(4) 胃がん・大腸がん撲滅事業

胃がん・大腸がん撲滅事業は、町が実施するがん検診の結果、精密検査が必要と判断された方に健康診断の受診を勧めるもので、がんの早期発見治療を目的に行います。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

近年、腎症の患者数・医療費が全国的に増加していることから、特に糖尿病から腎症に移行しないよう、重症化を未然に防ぐ対策を行います。レセプトデータから

対象者を抽出し、医師の指導を仰ぎながら保健指導を実施し、透析治療への移行者の増加を抑制します。

(6) その他保健事業

岩美町においては、総合保健施設である「岩美すこやかセンター」内に、岩美町国民健康保険岩美病院と、役場健康福祉課があり、相互連携を図りながら健康教育や健康相談等の事業を行っています。引き続き町民のための健康増進活動を実施します。

4 その他の取り組み

(1) 国保事業共同化の取り組み（県・他市町村との連携）

平成 30 年度以降の国民健康保険新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は地域との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等は引き続き担うこととされています。令和 3 年 4 月には第 2 期鳥取県国民健康保険運営方針が策定され、PDCA サイクルの確立や、保険料水準の統一化を目指すことが定められました。これらを踏まえ、事務の分担や共同化について、県や他市町村と協議を重ねながら実施していきます。

(2) 国保連との取り組み

鳥取県国民健康保険団体連合会は、診療報酬等の支払事務や保健事業の委託、事業内容の相談、システムの運用等、国保保険者の事業のとりまとめを行っています。保健事業に関するデータ分析も行っており、提供されるデータを活用しながら事業執行にあたります。

(3) 協会けんぽとの取り組み

国民健康保険と協会けんぽの双方が抱える健康課題の解決のため、住民向けの健康診査の案内の作成・配布や新聞折り込みを利用した周知など、連携協働して事業を実施します。

岩美町保健事業実施計画（データヘルス計画）【抜粋】

Ⅲ 課題解決のために実施する事業

1 保健事業の目標設定

本計画においては、「Ⅲ 健康・医療情報等の分析・分析に基づく健康課題の抽出」において抽出された健康課題の中から、優先する健康課題を選定し、その改善に向けた具体的な目標を次のとおり定めます。

＜優先する健康課題＞ がん、腎不全及び生活習慣病（循環器）の重症化

＜具体的な目標と評価指標＞

優先順位	目標	評価指標			実現のための計画	実績（見込）		
		現状と目標						
①	特定健康診査受診率の向上	特定健康診査受診率			・特定健康診査3年間未受診者や不定期受診者を抽出し、受診勧奨を行う。 ・健康年齢のお知らせを被保険者に送付し、継続受診を促す。 ・若奥病院をはじめとするかかりつけ医と連携し、みなし健診を活用した受診勧奨を図る。 ・健診データ情報提供の広報を積極的に行う。 休日健診や女性限定健診を実施し、健診を受けやすい環境をつくる。	➡	➡	
		R4	R8	R11		R5	R6	
		45.5%	54.0%	60.0%		45.0%	45.0%	
②	腎不全重症化予防事業	CKD重症度分類②～④の割合			・健診結果異常値の対象者へ、健診結果とともに紹介状を同封し、医療機関への受診勧奨を行う。 ・集団検診の結果説明会において、腎機能の説明を行うなど腎不全予防に対する知識の普及啓発を行う。 ・食事や運動を中心とした生活習慣の改善を図るための健康教室を実施する。	➡		
		R4	R8	R11		R5		
		7.4%	6.5%	5.0%		7.1%		
③	高血圧症重症化予防事業	高血圧症未治療者のうち血圧分類Ⅱ度以上の該当者割合			・健診結果異常値の対象者へ、健診結果とともに紹介状を同封し、医療機関への受診勧奨を行う。 ・血圧測定習慣の普及を促すため、すこやかセンターに自動血圧計を設置し、気軽に血圧測定・管理ができる環境を整備する。 ・広報やケーブルテレビで「減塩」や「野菜接種」などの普及啓発を行う。	➡		
		R4	R8	R11		R5		
		30.7%	25.0%	20.0%		25.8%		
④	生活習慣改善推進事業	1回30分以上の運動習慣のない該当者割合			・介護予防運動普及員を養成し、地域で行われるサロンや通いの場での運動習慣の普及を図る。 ・ケーブルテレビで運動番組（玉手箱体操、いわみんエクササイズ）を放映する。 ・玉手箱体操やグラウンドゴルフなどの運動サークルへの活動費助成を行う。 ・健康教室や料理教室を開催し、健康づくりや食育推進に関する知識の普及を図る。 ・広報誌やケーブルテレビを活用し、「休肝日」「休肉食」などの生活習慣改善の普及啓発活動を行う。 ・住民の行動変容を促すアプリ（とっとり健康）の普及促進を行い、運動習慣の定着化を図る。	➡	➡	
		R4	R8	R11		R5	R6	
		40～64歳	40～64歳	40～64歳		40～64歳	40～64歳	
		79.6%	75.0%	70.0%		80.9%	80.5%	
		65～74歳	65～74歳	65～74歳		65～74歳	65～74歳	
61.7%	56.0%	50.0%	62.1%	62.4%				

※ 計画の期間令和6年度から令和11年度とする。

個別保健事業 進捗確認・評価シート

評価計画・実績											
事業名	事業内容(概要)	対象	実施期間	ストラクチャー評価(構造)		プロセス評価(過程)		アウトプット評価(事業実施量)		アウトカム評価(効果)	
				目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績・実施後評価
1 特定健康診査 受診率向上	・「鳥取県健康診査センター」を活用し、未受診者を健康診査結果や過去の受診歴からグループ分けし、特性に合わせた受診勧奨通知を送付する。(委託事業) ・健康年齢のお知らせを被保険者に送付し、継続受診を促す。(委託事業) ・若美病院と連携し、未受診者のうち医療機関定期通院者へのみ健康診査を活用した受診勧奨を図る。 ・協会健保と連携し、特定健康診査受診率向上チラシを作成。(年2回) ・町広報、防災無線、CATV文字放送などによる広報。	特定健康診査対象者	・集団健康診査6月～翌1月 ・医療機関の個別健康診査6月～翌3月 ・通知勧奨9月～翌1月	保険部門と保健衛生部門、保健衛生部門、岩美病院が連携し、事業計画の策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画を策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	保険部門と保健衛生部門で連携しながら、未受診者への勧奨メッセージを決定する。受診状況をしながら、勧奨方法、対象、時期等を見直す。	連携して、勧奨ハガキの内容を検討し、健康診査の広報、医療機関への受診勧奨依頼を行った。	未受診者へ未受診者の特性に合わせた勧奨通知を送付する。(目標値2回)	受診勧奨通知2回	・健康診査受診率向上(目標値48%) 受診率(見込)45.0%	
2 腎不全重症化予防 事業	・抽出したCKD重症度①～③、糖尿病性腎症病期ステージ3～4期の者のうち、本人及びかかりつけ医の同意を得た者について、保健師等が面談、電話等による保健指導を行う。(委託事業)	腎機能低下者	8月～翌年3月	保険部門と保健衛生部門が連携し、事業計画の策定、実施体制の確保、評価を行う。かかりつけ医の同意を得て行う。	連携して事業計画を策定し、実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	かかりつけ医の同意、指示のもと保健指導を行う。規定のプログラムに基づき、面談2回、電話指導6回を行う。実施内容を保険部門、保健衛生部門で共有する。	保健指導の通達、実施100% 保健指導実施1名	抽出した対象者全員に通知勧奨を行う。(実施率100%) 保健指導実施(5名)	保健指導実施者のうち透析治療移行者数 0人 保健指導実施者のうちHbA1c(又は空腹時血糖)の値の維持、低減1人	透析治療移行者(見込) 0人	
3 高血圧重症化予防 事業	・有所見者の結果は、受診しやすくするために精密検査紹介状を作成、訪問等で説明していただく。 (要医療者の者及び定期受診歴がない者) ・有所見者で精密検査の結果が返ってこない方については、電話等で受診の確認を行う。	特定健康診査受診者のうち、健康診査結果異常値の者	健康診査実施後	保険部門と保健衛生部門が連携し、事業計画の策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画を策定し、実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	事業の進捗を記録し、保険部門と保健衛生部門で共有し、進捗管理を行う。効果的な実施方法について検討し、随時改善する。	進捗の共有、実施方法の検討等を行った。	有所見者を家庭訪問等して受診勧奨を行う。(家庭訪問率100%)	・精密検査受診率向上(目標値50%) 受診率(見込)30.2%		
4 生活習慣改善推進 事業	・リズムエクササイズ、ヨガ教室などの運動教室の開催。アバター・アライブ開催など参加しやすい環境を作る。 ・CATVなど様々な媒体でエクササイズ動画を放送する。 ・ウォーキングや運動サークル、ウォーキングイベントなどの活動を支援する。 ・とり健康ポイント事業(鳥取県事業)のPR	国民健康保険被保険者	通年	国民健康保険被保険者、保健衛生部門、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画を策定し、実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	国民健康保険被保険部門と保健衛生部門で連携して、効果的な事業実施方法や体制について検討し、進捗管理を行う。	連携して事業計画を策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	町広報やCATVなどで運動習慣を啓発した。エクササイズ動画を配信した。町広報で健康ポイント事業をPRした。	質問票で運動習慣なしと回答した者の割合40～64歳80.5% 65～74歳62.4%		